

西日本高速道路株式会社 事業評価監視委員会 運営要領（案）

（目的）

第1条 本要領は、西日本高速道路株式会社事業評価監視委員会（以下、「委員会」という。）の審議方法について必要な事項を定めるものである。

（委員会の開催）

第2条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する常任委員が、その職務を代理する。
- 3 委員会は常任委員の総数の二分の一以上の出席がなければ開催することができない。
- 4 委員会での議事を決する必要がある場合には、出席委員の過半数の賛成で決するものとし、可否同数の時は委員長が決するものとする。

（委員会の所掌事務）

- 第3条 委員会は、再評価については西日本高速道路株式会社（以下、「会社」という。）が作成した対応方針（原案）、事後評価については会社が作成した対応方針（案）について審議を行い、意見がある場合には、西日本高速道路株式会社代表取締役会長社長（以下、「会長社長」という。）に対してその具申を行うこと。
- 2 前号の規定によるもののほか、委員会又は会長社長が必要と判断した場合に、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性について審議を行い、意見がある場合には、会長社長に対してその具申を行うこと。

（審議過程の透明性の確保）

- 第4条 委員会の審議については、審議過程の透明性の確保を図るため、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、個人情報等を取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、委員会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 委員会における審議内容は、その議事録を公表するものとする。
 - 3 議事録の公表に合わせ、委員会に提出された資料は公表するものとする。ただし、個人情報等で委員会が公表することが適切でないと判断したものについてはその限りでない。
 - 4 議事録及び委員会に提出した資料の公表は、委員会終了後速やかに行うものとする。ただし、継続審議となった場合には、審議終了後に審議過程を含めて公表するものとする。

（複合事業）

- 第5条 複数の道路事業あるいは道路事業と他の事業が一体となって実施される（予定も含む）事業（以下、「複合事業」という。）の再評価対象事業の審議方法は、個別案件の内容に応じて次の方法を基本として、会社と他事業主体の長が協議して定める。ただし、委員会から基本の審議方法以外の提案があった場合は、これを踏まえ、協議するものとする。
- 一 会社が初期段階からは関わっていない事業は、初期段階から関わっている事業主体の

事業評価監視委員会に当該案件の審議を委任する。

二 前号が適用されない事業は、1つの事業評価監視委員会に他の事業評価監視委員会委員を加えて合同で審議を行う。

(その他)

第6条 本運営要領に定めのない事項及び本運営要領の変更は委員会で決定する。

附 則

この要領は、平成~~20~~22年~~1~~12月~~3~~13日から施行する。

以 上